

# 定 款

平成30年9月7日作成

平成30年12月15日改定

一般社団法人日本イコモス国内委員会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本イコモス国内委員会と称する。

2 この法人は、英語の表記を ICOMOS Japan とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内及び国際的活動を通じ、建造物、伝統的建造物群、文化的景観、記念物及び歴史的風土その他の文化遺産の保存及び活用を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、文化遺産に関する次の事業を行う。

- (1) 保存・活用
  - (2) 調査研究
  - (3) 普及啓発
  - (4) 外部への提言及び助言
  - (5) 専門家の派遣
  - (6) 災害復旧支援及び災害危機管理
  - (7) 専門家の育成及び研鑽支援
  - (8) 業績の表彰
  - (9) 世界文化遺産の価値評価及び保存・活用に関する支援
  - (10) 国際記念物遺跡会議（以下「ICOMOS」という。）その他国内外の専門組織（団体・機関）との連携及び人員の推薦
  - (11) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、国内及び国外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

### 第3章 会 員

#### (種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 4 種とし、個人会員及び団体会員（以下「正会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 維持会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学士、修士課程にある個人

2 前項（1）の個人会員であつて、特にこの法人の発展に寄与した者を、総会の決議により、顧問とすることができる。

#### (入会)

第 7 条 前条第 1 項に定める会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

#### (入会金及び会費等)

第 8 条 正会員（ただし、顧問を除く。）は、この法人の活動の経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 維持会員及び学生会員は、会費規程において別に定めるところにより、それぞれ維持会費又は学生会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 当該事業年度の終了までに会費、維持会費又は学生会費を滞納し、かつ、理事会の議決によって退会したものとみなされたとき。
- (5) 除名されたとき。

#### (退会)

第 10 条 会員は、事業年度の 8 月末日までに理事会が別に定める退会届を提出して、その事業年度の最終日に任意に退会することができる。ただし、当該事業年度の最終日までは理事会の承認を得てこれを撤回することができる。

(除名)

第 11 条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名の決議をする旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則若しくは規程等（第7条の入会申込書を含む。）に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 維持会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その維持会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名の決議をする旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

4 第7条にかかわらず、除名された者が再び入会しようとするときは、社員総会の承認を必要とする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名（団体会員の場合は、代表者として個人1名を定めるものとする）につき1個とする。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
- (3) 顧問の選任
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

- (6) 入会の基準並びに会費及び賛助会費の金額に係る定め
  - (7) 正会員の除名
  - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
  - (9) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (11) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
  - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく召集の手続が行われない場合
  - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、委員長又はその指名する者がこれに当たる。

(定足数)

第18条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、この定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 次に掲げる社員総会の決議は、正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 次に掲げる社員総会の決議は、正会員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (2) 解散

(書面議決等)

第 20 条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は法人法所定の電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において社員総会運営規則を定めることができる。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上17名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、委員長に就任する。

4 委員長は、第1項の社員総会の決議によって理事が選任されたとき、ただちにその中から3名以内の副委員長を指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があった時あるいは委員長の特別の指名を受けたとき、あらかじめ定められた順位にしたがい、委員長の職務の全てあるいは一部を代行する。

5 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 委員長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 委員長は、I COMOS 諮問委員会の委員に就任するものとし、この法人とI COMOS との調整に当たる。

4 委員長は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要あるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若し

くは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、委員長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前2項の理事及び監事の任期は、連続して4期を超えることはできない。ただし、理事が委員長に就任したときは、当該選任された事業年度から起算して連続して4期を超えることはできないものとする。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解任)

第 29 条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

#### (報酬等)

第 30 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬等規程による。

#### (取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、

理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の免除又は限定)

第 32 条 この法人は、役員が法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 理事会

(設置)

第 33 条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定規則の制定、変更及び廃止
- (2) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行監督
- (4) 代表理事の選定及び解職
- (5) 第 9 条 (4) による会員の退会

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第 32 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 委員長が必要と認めたとき。
  - (2) 委員長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって委員長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から委員長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、委員長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、同項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 委員長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、委員長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、

監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した委員長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(株式の議決権行使)

第 43 条 この法人が保有する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の適用を受けた株式（出資）については、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

(理事会運営規則)

第 44 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において理事会運営規則を定めることができる。

## 第 7 章 会 計

(財産の種類)

第 45 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産については、その半額以上を第 4 条第 1 項第 1 号から第 11 号までの公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第 46 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理

規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第 47 条 この法人の財産の管理・運用は、委員長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに委員長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会へ報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、委員長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第 1 号から第 3 号の書類については、その内容を報告し、第 4 号から第 6 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 50 条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 51 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において、正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

### (合併等)

第53条 この法人は、社員総会において、正会員の4分の3以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

### (解散)

第54条 この法人は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において正会員の4分の3以上の議決により解散することができる。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

第55条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヵ月以内に、社員総会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の処分)

第56条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

### (剰余金の非分配)

第57条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 小委員会、国内学術委員会、常置委員会、特別委員会、幹事

### (小委員会)

第58条 理事会は、専門的技術的事項を調査研究するため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員は、理事会の承認を得て個人会員のうちから委員長が選任及び解任をする。ただし、必要に応じて個人会員以外の学識経験者を選任することができる。
- 3 小委員会における調査研究の結果は、理事会に報告する。
- 4 小委員会は、その任務が終わったとき解散する。

(国内学術委員会)

- 第 59 条 理事会は、ICOMOS 国際学術委員会（以下「ISC」という。）との連携等を図るため、国内学術委員会を置くことができる。
- 2 国内学術委員会の委員は、理事会の承認を得て個人会員のうちから委員長が選任及び解任をする。ただし、必要に応じて個人会員以外の学識経験者を選任することができる。
  - 3 国内学術委員会における調査研究の結果は、理事会に報告する。
  - 4 国内学術委員会は、その任務が終わったとき解散する。

(常置委員会)

- 第 60 条 理事会は、この法人の目的（ただし、専門的技術的事項の調査研究を除く。）を達成するため常置委員会を置くことができる。
- 2 常置委員会の委員は、理事会の承認を得て個人会員のうちから委員長が選任及び解任をする。ただし、必要に応じて個人会員以外の学識経験者を委員に選任することができる。
  - 3 常置委員会の活動は、理事会に報告する。
  - 4 常置委員会は、その任務が終わったとき解散する。

(特別委員会)

- 第 61 条 理事会は、特別の任務を実施するため特別委員会を置くことができる。
- 2 特別委員会の委員は、理事会の承認を得て個人会員のうちから委員長が選任及び解任をする。ただし、必要に応じて個人会員以外の学識経験者を委員に選任することができる。
  - 3 特別委員会の活動は、理事会に報告する。
  - 4 特別委員会は、その任務が終わったとき解散する。

(幹事)

- 第 62 条 委員長は、前三条に定める各委員会を補佐するため、理事会の承認を得て理事又は監事以外の個人会員のうちから幹事を選任及び解任することができる。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

- 第 63 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、委員長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が理事会の決議を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 64 条 事務所には、法令で定めるところにより、次の書類を備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 事業報告
- (3) 事業報告の附属明細書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (9) 監査報告
- (10) 認定、認可、許可等及び登記に関する書類
- (11) 理事及び監事の名簿
- (12) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (14) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項のほか、事務所には、法令で定めるところにより、次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。

- (1) 議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使に係る記録 正会員
- (2) 社員総会議事録又は社員総会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 正会員及び債権者
- (3) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 裁判所の許可を得た正会員及び債権者
- (4) 会計帳簿 正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員

## 第 11 章 ICOMOS

(ICOMOS との関係)

第 64 条の 2 この法人は、ICOMOS の目的に則り、ICOMOS 総会及び理事会の決定を尊重して日本国内の法令その他の状況を踏まえた独自の活動を行うものとする。

( ICOMOS 総会)

第 65 条 正会員は、 ICOMOS 総会に出席する権利を持つ。

- 2 委員長は、 ICOMOS により定められた人数の範囲内で、 ICOMOS の総会における投票権をもつ個人会員の指定を行う。
- 3 前項の指定を受けた個人会員は、委員長の承認を得て自己の投票権を他の個人会員に委任することができる。

## 第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 66 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 67 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 68 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 13 章 補則

(法令の準拠)

第 69 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

## 第 14 章 附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成 30 年 12 月 15 日から施行する。

上記は当法人の現行定款に相違ありません

東京都千代田区一ツ橋二丁目5番5号

岩波書店一ツ橋ビル13階

一般社団法人日本イコモス国内委員会

代表理事 岡田保良 印

